



川薩地区1市4町4村

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町  
里 村・上郷村・下郷村・鹿島村

# 法定合併協議会だより

2003  
第4号  
平成15年10月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号  
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

## 一部事務組合等の取扱い調整方針案など提案



第7回川薩地区法定合併協議会

樋脇町内で開かれた  
第7回法定合併協議会



新市名称に9490件、  
25553種類の応募  
第7回川薩地区法定合併協議会を開催

10月7日

川薩地区法定合併協議会の第七回協議会は十月七日、樋脇町内で開かれました。協議では、一部事務組合等の取扱い、消防団の取扱い、友好都市・国際交流事業、消防防災関係事業、農林水産関係事業についての調整方針案計五件が提案されました。消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整。指揮命令系統についても合併までに調整。消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐこととしています。提案された各調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、十一月二十六日開催予定の第十回協議会で審議されます。

新市名称公募に九千四百九十件(有効八千三百六十二件)、二千五百五十三種類の応募があったことも報告されました。また、新市まちづくり計画原案についても審議。今後、同計画案は八月十七日から九月十三日まで関係市町村五十二会場で開催された「まちづくり広聴会」での意見などを参考に修正原案が十一月十三日開催予定の第九回協議会に提案され、同二十六日開催予定の第十回協議会で審議されることになりました。

# 提案事項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

## ◆一部事務組合等の取扱い（その1）についての調整方針（案）

一、川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に至るまでの事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

二、祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

三、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

調整する。

四、鹿児島市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

五、鹿児島市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

六、鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合への加入については、合併までに調整する。

七、土地開発公社については、次のとおりとする。

① 川内市土地開発公社は、定款変

更に新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

② 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甑村支社、下甑村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

③ 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。

八、財団法人川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。

九、川内市立視聴覚ライブラリーについては現行のまま新市に引き継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。

甑島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。

入来町及び祁答院町は、祁答

院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。

十、鹿児島県人事委員会に事務委託している四町四村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。

十一、肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甑産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆつたり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

## 〈協議項目の要旨・留意点〉

一部事務組合とは、事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置した組合をいい、合併関係市町村外の市町村も関係するため広域的な協議が必要です。

薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合については、別途協議します。

## ◆消防団の取扱いについての調整方針（案）

一、消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地

区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。

二、消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。

三、消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。

四、消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。

五、消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。

六、消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後三年以内を目処に調整する。

七、消防団に係る公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。

八、消防団に係る補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

### 〈協議項目の要旨・留意点〉

関係市町村の組織、機構等が異なりますが、新市において災害時の出動など統一された迅速な行動が要求されるため、合併までに統合へ向けた検討が必要です。新市において、

災害など緊急時に即応できるように一体的な確保や住民福祉の向上に配慮した内容で提案するものです。

※新市消防団組織(案)はP5に掲載

### ◇友好都市・国際交流事業の取扱いについての調整方針(案)

一、友好都市交流については、締

結自治体と合併前に協議し、新市に移行後速やかに調整する。

二、国際交流団体(協会等の活動状況)については、新市に移行後、速やかに調整する。

三、国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

### 〈協議項目の要旨・留意点〉

構成区域内の国際交流団体(川内市日本中国友好協会・入来町国際交流協会・東郷町国際交流を進める会等)については、新市において新たに設立する国際交流協会に統合する方向で調整します。

### ◇消防防災関係事業についての調整方針(案)

一、地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成十六年度中の県の承認を目指す。

二、防災会議、防災組織、災害対

策本部については、合併までに体制を整備する。

三、自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。

四、防災行政無線については、次のとおりとする。

①同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。

②移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。

五、原子力防災計画については、川内市の例により、平成十六年度中の県の承認を目指す。

六、応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。

七、常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。

八、消防計画(常備消防分)については、合併までに策定する。

九、消防施設整備計画(常備消防分)については、現行の整備計画を新市に引き継ぎ、新たな整備計画を三年以内に策定する。

十、防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

### 〈協議項目の要旨・留意点〉

消防防災体制の整備は、市民の生命及び財産を守るために直接関わるもので、早期に統一できるように整備する必要があります。また、災害時などの緊急時に即応できる組織体制を整備する必要があります。

新市施行とともに、安全かつ確実な消防防災体制がとれるよう考慮し、提案するものです。

### ◇農林水産関係事業についての調整方針(案)

一、農政関係事業

①マスタープラン及び農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。

②農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとお



りとし、随時調整する。

- ④ 市町民農園（ふれあい農園）については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

#### 二、畜産関係事業

- ① 生産総合対策事業（畜産ハード畜産経営活性化事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。
- ④ 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- ⑤ 特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については

は、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ⑥ 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

- ⑦ 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- ⑧ 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 三、林業関係事業

- ① 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。

- ② 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については合併時に、新たに制度等を制定する。
- ③ 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

#### 四、農業土木関係事業

- ① 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 農道等に関する使用（占用）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に新たに制度等を制定する。

- ③ 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ④ 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。

- ⑤ 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- ⑥ 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。

- ⑦ 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- ⑧ 生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ⑨ 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ⑩ 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。

- ⑪ 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

#### 五、水産関係事業

- ① 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。

- ② 漁港占用許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ③ 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- ④ 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑤ 水産観光促進奨励金制度については、四村を対象にし、合併時に、上甕村の例により調整する。

- ⑥ 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- ⑦ 漁船建造資金利子補助制度については、四村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

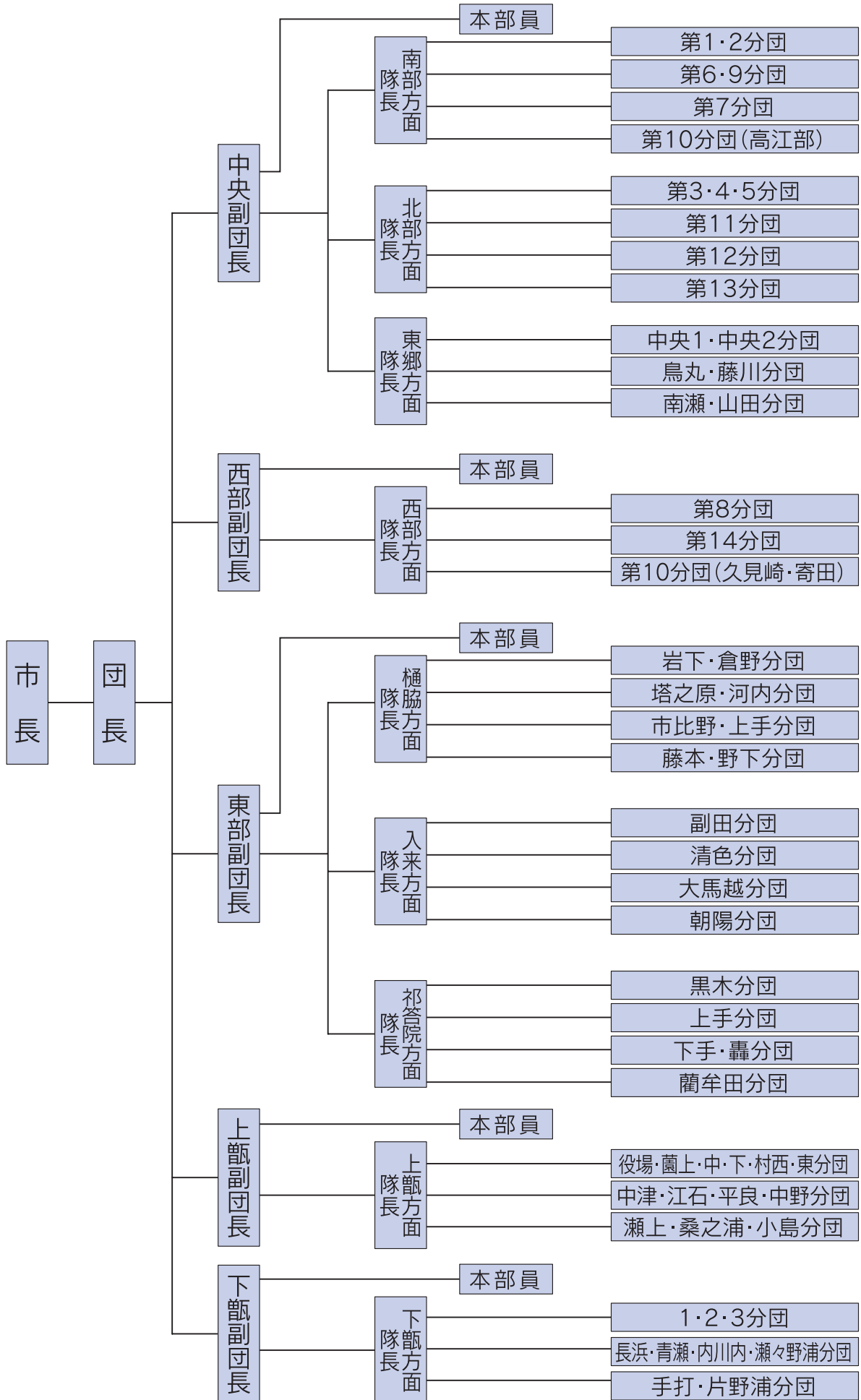
#### 〈協議項目の要旨・留意点〉

農林水産業の施策については、従来からの経緯や地域の特性を活かし、新市において安定的かつ継続的な振興を図るため、引き続き事業の推進に努めるものとします。

各種事務事業については、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案するものです。

# 新市消防団組織図(案)

※消防団の取扱いについての調整方針(案)の項目より



# 新市名称への多数の ご応募ありがとうございました

合併後の新市の名称募集が8月25日から9月25日までの1カ月間行われ、川薩地区法定合併協議会の関係9市町村を中心に9,490件の応募がありました。ご協力ありがとうございました。新市名称等検討小委員会では応募の中からまず20点程度に絞り込んだ後、さらに5点程度まで絞り込み、第10回法定協（11月26日）に提案。第11回協議会（12月24日）に新市名称候補1点を決定する予定です。

## 《応募総数》

応募総数	9,490
有効件数	8,362
無効件数	1,128

## 《応募方法別件数》

応募用紙	4,006
はがき・封書	374
F A X	104
ホームページ	1,296
持参	3,412
その他	298
計	9,490

## 《応募名称種類》

応募名称種類	2,553
--------	-------

## 《地区別応募件数》

<b>川薩地区</b>	7,555
川内市	5,526
樋脇町	420
入来町	287
東郷町	347
祁答院町	409
里村	239
上甑村	138
下甑村	117
鹿島村	72
<b>鹿児島県(川薩地区除く)</b>	356
<b>他都道府県計</b>	1,564
北海道・東北	98
関東	558
信越・北陸	73
東海	155
近畿	368
中国	87
四国	39
九州・沖縄(鹿児島県除く)	186
<b>国外</b>	1
<b>住所不明</b>	14
<b>計</b>	9,490

## 《応募数上位(32)》

NO	名 称	よみがな	応募総数	NO	名 称	よみがな	応募総数
1位	さつま川内市	さつませんだいし	1,202票	17位	西薩市	せいさつし	31票
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	792票		北薩市	ほくさつし	31票
3位	川薩市	せんさつし	589票	19位	鹿児島川内市	かごしませんだいし	28票
4位	薩摩市	さつまし	335票		北薩摩市	きたさつまし	28票
5位	さつま市	さつまし	310票	21位	川内薩摩市	せんだいさつまし	27票
6位	さつませんだい市	さつませんだいし	237票	22位	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	26票
7位	新川内市	しんせんだいし	133票		つばめ市	つばめし	26票
8位	西薩摩市	にしさつまし	125票	24位	川内川市	せんだいがわし	23票
9位	南九州市	みなみきゅうしゅうし	88票		川内さつま市	せんだいさつまし	23票
10位	薩摩せんだい市	さつませんだいし	78票	26位	未来市	みらいし	21票
11位	せんさつ市	せんさつし	77票	27位	大綱市	おおつなし	20票
12位	西さつま市	にしさつまし	71票		北鹿児島市	きたかごしまし	20票
13位	西鹿児島市	にしかがしまし	50票		北さつま市	きたさつまし	20票
14位	西郷市	さいごうし	47票		川都市	せんとし	20票
15位	せせらぎ市	せせらぎし	39票		大川内市	だいせんだいし	20票
16位	新薩摩市	しんさつまし	32票		平和市	へいわし	20票

# 新市名称候補21点絞り込む

## 新市名称等検討小委員会

新市名称等検討小委員会は10月14日、第5回小委員会を開き、新市名称の応募の中から21点に絞り込み、10月24日開催の第8回法定協に中間報告を行いました。絞り込まれた21点は次のとおりです。

### 《新市名称候補21点一覧表（五十音順）・選定基準番号・応募総数》

整理番号	名 称	よ み が な	選定基準番号	応募総数
1	あけぼの市	あけぼのし	7	8
2	鹿児島川内市	かごしませんだいし	1, 3, 4, 6, 7	28
3	北さつま市	きたさつまし	1	20
4	北薩摩市	きたさつまし	1	28
5	薩州市	さっしゅうし	1, 2, 3	6
6	さつま市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	310
7	薩摩市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	335
8	さつませんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	237
9	さつま川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	1,202
10	薩摩せんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	78
11	薩摩川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	792
12	新薩摩市	しんさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	32
13	西薩市	せいさつし	1, 3, 5, 6, 7	31
14	せんさつ市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 7	77
15	川薩市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	589
16	川内さつま市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	23
17	川内薩摩市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	27
18	西さつま市	にしさつまし	1, 2, 4, 5, 6, 7	71
19	西薩摩市	にしさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	125
20	北薩市	ほくさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	31
21	南九州市	みなみきゅうしゅうし	1, 2, 4, 6, 7	88

#### 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- 1 川薩地区（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村（以下「本地区」という。））が地理的にイメージできる名称
- 2 本地区の特徴を表す名称
- 3 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- 4 住民の地域イメージにふさわしい名称
- 5 住民の一体性を醸成しやすい名称
- 6 対外的に覚えやすい名称
- 7 その他、新市としてふさわしい名称



# 地方税の取扱いなど調整方針を承認

第6回法定合併協議会（9月25日）

## 承認事項

以下の調整方針は、法定合併協議会で承認されたものです。

### ◆使用料、手数料等の取扱いについての調整方針

川薩地区法定合併協議会の第六回協議会は九月二十五日、祁答院町内で開かれ、先に提案されていた「地方税の取扱い」「障害者福祉事業」など調整方針七件を承認しました。また「男女共同参画社会」「情報公開制度」など四件を新たに提案、二件を追加提案しました。新たな四件は関係市町村に持ち帰り協議し、十一月二十六日開催予定の第十回協議会で審議されます。



祁答院町内で開かれた第6回協議会

### ◆公共的団体等の取扱いについての調整方針

#### 【関係市町村の団体等】

- ① 固有の施設については、当面現行のとおりとする。
- ② 同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。
- ③ 差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。ただし、その期間は三年以内を目処とする。手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとする。

- 関係市町村内にある公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
- ① 複数の関係市町村内で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
  - ② ①の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
  - ③ ①の団体で、実情により統合に時間を要する団体は将来統合するよう調整に努めるものとする。
  - ④ ①②③以外、現行のとおりとする。
  - ⑤ ただし、整理できる団体は、廃止の方向で調整に努めるものとする。

#### 【関係市町村外の団体等】

- 関係市町村外にある公共的団体等の取扱いについては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとする。
- ① 複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

### ◆上・下水道事業の取扱いについての調整方針

- ① ①の団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- ② ①の団体で実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- ③ ①②③以外、新市においても現行のとおり加入するものとする。
- ④ ①②③以外、現行のとおり加入するものとする。
- ⑤ ただし、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとする。

#### 一、水道事業

- 1 水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後三年以内を目処に、随時調整し、企業債については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金及び検針
  - ① 上水道と簡易水道の料金については、合併後三年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」



とする。

② 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、三年を目処に随時調整する。

③ メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 加入負担金及び手数料

① 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、三年以内を目処に随時調整する。

② 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、合併時に、新たな制度等を制定する。

③ 給水装置工事検査手数料は、合併時に、川内市の例により調整する。

④ 開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止する。

4 事業及び財政計画（上水・簡水）については、新市に移行後

一年以内を目処に調整し、事業

認可の内容、調整及び拡張・整備計画（設計計画）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

5 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

6 サービスセンター事務（管理）については、新市に移行後一年以内に調整する。

7 水道事業運営審査会については、新市に移行後一年以内に調整する。

8 工業用水道については、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 二、下水道事業

1 下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において料金統一の基本方針を定め、従量制による料金体系を構築する。

2 負担金等事務

① 負担金額及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行のとおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。

② 納付方法については、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一

する方向で調整する。

③ 口座振替については、電算システムの統合と調整しながら平成十七年四月から口座振替ができるように調整する。

④ 猶予基準・減免基準については、合併までに統一する。

3 下水道整備計画と認可及び財政計画

① 下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 下水道事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③ 事業及び財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整する。

## 三、温泉事業

1 温泉事業については、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定する。

2 検針及び料金

① 検針については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

② 公衆浴場料金については、新市に移行後統一した料金とする。

③ 分湯分については、新市に移行

後も当分の間現行のとおりとし、三年以内を目処に調整する。

④ 賦課徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。

3 量水器については、合併時に、樋脇町の例により調整する。

4 工事負担金及び検査

① 工事負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

② 工事検査については、合併時に、新たな制度等を制定する。

5 公衆浴場維持管理については、合併時に、新たな制度等を制定する。

6 温泉施設開発については、新市に移行後一年以内に調整する。

7 給湯開始・休止については、新市に移行後一年以内に調整する。

8 温泉審議会については、新市に移行後一年以内に調整する。

## ◇地方税の取扱いについての調整方針

地方税の取扱いについて、合併年度は一市四町四村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

一、個人市民税の均等割については、標準税率(二千五百円)を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定により、合併年度に続く三年度は現行の税率を適用する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。

減免については、川内市の例による。

二、法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率(一四・七%)を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定により、合併年度に続く三年度間は現行の税率を適用する。

三、固定資産税の税率については、現行のとおり(一・四%)とする。減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。

納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納

期限は、月末とする方向で調整する。

四、特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。

五、鉱産税は、入来町の例により調整する。

六、軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。

減免、課税免除については、川内市の例により調整する。

非課税の範囲については、地方税法第四四三条によるものとする。

七、市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

八、入湯税については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町(百円)の例により調整する。

課税免除については、合併までに調整する。

入湯税の充当については、新市において平成十七年度分から調整する。

九、納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。

納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。

十、個人町(村)民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。

十一、口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。

十二、納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

#### ◇補助金、交付金等の取扱いについての調整方針

補助金、交付金等については、これまでの経緯、実績等に配慮しつつ、関係団体の理解と協力を得て、次のとおり調整するものとする。

- ①同一あるいは同種の補助金等については、原則として統合する。
- ②独自の補助金等については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、必要性や内容等を調整する。
- ③整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

なお、新市においても、公共的な必要性・公平性・有効性等の観点から、引き続き見直しを行う。

#### ◇障害者福祉事業についての調整方針

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 一、現行のまま新市へ引き継ぐ。
  - ①障害児育成会補助
  - ②身体障害者・知的障害者相談
  - ③成年後見制度利用支援事業
- 二、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。
  - ①障害者保健指導
  - ②手話奉仕員派遣
  - ③手話奉仕員養成事業
  - ④身体障害者自動車運転免許取得費助成
  - ⑤身体障害者用自動車改造費助成
  - ⑥点字、声の広報等発行事業
  - ⑦障害児デイサービス事業

- ⑧ 朗読奉仕員養成事業
- 三、合併時に、新たに制度等を制定する。

- ① 福祉巡回バス運行事業
- ② 福祉タクシー助成事業
- 四、新市に移行後、速やかに調整する。

- ① 障害者団体の育成
- 五、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- ① 身体障害者スポーツ大会
- ② 心身障害者の集い

### ◆高齢者福祉事業についての調整方針

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 一、現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ① 老人保護措置事業
- ② シルバー人材センター事業
- ③ 在宅介護訪問指導
- ④ さざらし会館管理運営事務
- 二、川内市の例により合併時まで

に調整し、新市と同時に施行する。

- ① 老人クラブ活動補助
- ② 地域ケア推進事業
- 三、入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。

- ① 移送費助成事業
- 四、合併時に、新たに制度等を制定する。

- ① ホームヘルプサービス事業
- ② 生きがいデイサービス事業
- ③ ねたきり老人介護手当支給事業
- ④ 高齢者生活福祉センター運営委託事業

- ⑤ 高齢者福祉施設管理
- ⑥ 敬老事業
- ⑦ 住宅改造費助成事業
- ⑧ 高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術料助成事業
- ⑨ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

五、新市に移行後、速やかに調整する。

- ① 高齢者拠点及びサービス
- ② 独居老人声かけ事業
- ③ 高齢者ふれあいサロン事業
- 六、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- ① 生きがい活動支援通所事業（事

### 業運営)

- ② いきいき百歳の店運営事業
- ③ 配食サービス
- ④ 老人健康教育事業
- ⑤ 緊急通報システム
- 七、廃止の方向で調整する。
- ① 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

- ② 金婚式
- ③ 独居老人給食サービス事業
- ④ 福祉機器・用具の貸し出し

## 提案事項

調整方針は協議中であり、今後変更される場合があります。

### ◆慣行の取扱いについての調整方針（案）

一、市章、市の木、市の花、市の鳥市歌、市民憲章については、新市に移行後速やかに制定する。

二、宣言については、新市に移行後、一年以内を目処に調整する。

三、名誉市民表彰、市民表彰、功勞者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。

ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

### ◆協議項目の要旨・留意点

市章、木、花等は、新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当と考えられます。新市における一体性の確保の観点から調整するものです。

### ◆男女共同参画事業の取扱いについての調整方針（案）

男女共同参画条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

### ◆協議項目の要旨・留意点

男女共同参画社会の実現に向け、新市での条例制定や基本計画策定など事業実施を進める必要があります。そこで、新市において条例を制定し、基本計画を策定することで、各種事業を推進する内容で提案するものです。

### ◆広報広聴関係事業の取扱いについての調整方針（案）

一、広報広聴  
① ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時



に川内市の例により調整する。

② 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。

二、市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。

三、広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月二回発行する）

### 〈協議項目の要旨・留意点〉

多様化した市民ニーズを反映した新市政の運営を行うにあたっては、的確な広報広聴活動を行う必要があります。

新市において、市民の幅広い意見や要望を聴く機会と、地域の現状や施策などの行政情報を市民に提供するための広報紙作成等の広報広聴関係事業の取扱いについて、調整方針を提案するものです。

### ◇情報公開制度についての調整方針（案）

一、情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。

二、市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のま

ま新市に引き継ぐ。

### 〈協議項目の要旨・留意点〉

住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示請求の権利を保障することにより、行政の透明性の確保と説明責任が求められています。

新市において市民に開かれた行政の推進、透明性の確保を確立する方向で提案するものです。

## 追加提案事項

### ◇事務組織及び機構の取扱いについての調整方針（案）

※ 第四回協議会（八月二十八日）提出分の調整方針（案）に、新市組織（案）Ⅱ 合併協議会だより第3号に掲載Ⅱを追加資料とし、これに伴い、「事務組織・機構の基本方針（案）」に変更が生じたため併せて提出したものです。

### ●事務組織・機構の基本方針（案） Ⅱ一部省略Ⅱ

一、基本的な考え方

- ・ 新庁舎建設までの間は、現川内市役所を本庁とし、現在の四町四村の役場を支所とする。構成市町村内に現在ある支所・出張所については、出張所とする。
- ・ 支所については、住民サービス

の低下を招かないよう配慮し、一部の管理部門を除き、概ね現行どおりの総合的な業務を所掌する支所とする。

・ 組織機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備する。

二、組織構築の考え方

① 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織・機構

・ 住民自らが地域づくりの主役となり、地域づくりに参加できるような横断的な自治組織の体制を確立するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入する。

・ 本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」を置き、地域づくり活動やボランティアの支援等を行い、地域の要望に的確に対応する。

② 市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構

・ 各支所に、窓口業務をはじめ、地域に密着した「地域振興課」「市民課」等のほか事業担当課を配置する。

・ 市民による生涯学習活動の支援と効果的な施策の実施体制を確立するため「生涯学習課」を設置する。

・ 関係市町村にある類似施設については、その呼称を統一し、新市

の一体感の醸成と広報及び施設利用等の利便性を図る。

・ 本庁と支所、公共施設間の情報ネットワークを構築し、いつでもどこでもリアルタイムに新市の情報を収集できる体制の整備を進める。

③ 市民の声を適正に反映することが  
ができる組織・機構

・ 地区住民自らが、地区の特色を活かしながら将来どうあるべきかを話し合い、「地区振興計画」を策定するために「地区コミュニティ協議会制度」を導入。その支援のため、本庁に「コミュニティ課」、支所に「地域振興課」を設置する。計画は新市の総合計画等策定の参考とし、適正に反映させる。

④ 運営の合理化を図り効率的な組織・機構

・ 行財政の適正な運営を進めるため、「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置、各部の筆頭課に事業調整を担当する係を設置し、新市総合計画や各種政策の総合的な進行管理を行う。

⑤ 新市まちづくり計画を円滑に遂行  
行ける組織・機構

・ 市政の総合企画及び総合調整、行政マネジメント体制の強化を図



り、計画の実効性を高めるため、「企画政策部企画政策課」でその総合調整を進め、合併移行事務調整を行うための「行政改革推進課合併調整係」や各部筆頭課に事務事業調整を行うための係を設置する。

- ・新市まちづくり計画新市一体化躍動プランの交流活力の創生に向け、新市経済圏の創出や市内外との交流促進のために農林水産・商工観光を所掌する「産業経済部」を配置する。
- ・企業誘致や港湾振興、ポートセールスなど誘致活動を総合的に行う「企業立地推進室」、各種イベントコンベンション・スポーツ大会の誘致やフィルムコミッションなど新市を広くアピールし来訪者を増やすための「観光課」を配置する。

⑥ 指揮命令系統が簡素で明確な組織・機構

- ・各部の部長と支所長を部長級とし、部長・支所長の指揮監督のもと課長の責任と権限を明確にし、成果重視の事務執行を行う。
- ・職の権限を明確にするとともに各支所、部、課へ権限を移譲し、支所の職務機能の充実を図る。緊急性を伴う事務事業等については、迅速かつ的確に対処できるようにする。

⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

- ・今後の権限移譲に対応できるように、専門職員の資質向上や行政課題、住民ニーズに即応できる体制の整備を行う。

⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構

- ・合併により、調整された新市の事務事業がスムーズに移行されるよう企画政策部に合併進行管理を行う係を配置するとともに、各部筆頭課に合併移行事務調整の業務を行う係を配置し、移行事務の適正な進行管理に努める。
- ・合併効果による職員の専門性を高めるため、「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」の策定を検討する。合併後速やかに「定員適正化計画」を策定し、おおよそ十年間で職員定数の適正化を目指す。
- ・市民の視点に立った成果重視の行政を進めるため「企画政策部」に「行政改革推進課」を設置。公共工事の適正な執行、管理監督を行うため、工事検査を行う助役直属の「工事検査監」を配置する。

◆ 国民健康保険税事業の取扱いについての調整方針（案）

※ 第四回協議会（八月二十八日）提出分の調整方針（案）で、賦課方式・税率について、具体的な調整方針（案）を提示するものです。

● 賦課方式・税率に関する具体的調整方針（案）

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第一〇条の規定を適用し、一市四町二村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村）の税率と二村（下甕村、鹿島村）の税率の二通りの税率による不均一課税とし、平成十七年度から三年間適用する。この間における賦課方式については、四方式を基本に税率の算定と併せて調整する。

▶ 調整の理由

現行の税率を比較すると、一市四町二村の税額と二村の税額に著しい差異があり、均一課税をすることで二村の被保険者に急激な負担増を与えることになるため、二通りの税率による不均一課税とするものです。

平成十六年度は一市四町四村の例により課税し、平成十七年度からの適用となります。

**お知らせ**

● 今後の法定合併協議会開催予定

◆ 第九回法定合併協議会  
十一月十三日（木）午後一時半から樋脇町のホテルグリーンヒル

◆ 第十回法定合併協議会  
十一月二十六日（水）午後一時半から川内市のホテル太陽パレス

※ 会議は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

● 協議会は傍聴できます  
法定合併協議会は傍聴できます。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所・氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。定員三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあり、傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶこととなります。

● 意見広聴結果はHPで  
意見広聴結果につきましては前月号にて一部掲載いたしました。その全部につきましてはHPでご覧頂けます。  
<http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/>

▶ お詫びと訂正  
九月発行の法定合併協だより第3号の「新市組織（案）」で、「企画制作部」は「企画政策部」の誤りです。また「市民健康課」は「福祉事務所」の枠外となります。

# 合併協定項目(46項目)の協議状況

※協議会区分及び協議順は予定であり、今後の調整協議により変更される場合があります。

(平成15年10月7日現在)

合併協定項目		提 案		確認(予定)		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	確認済
7	公共的団体等の取扱い					確認済
8	上・下水道事業					確認済
9	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第11回	12/24	協議中
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	確認済
11	補助金、交付金等の取扱い					確認済
12	障害者福祉事業					確認済
13	高齢者福祉事業					確認済
14	財産の取扱い	第4回	8/28	第8回	10/24	持ち帰り協議中
15	事務組織及び機構の取扱い					持ち帰り協議中
16	国民健康保険事業の取扱い					持ち帰り協議中
17	介護保険事業の取扱い					持ち帰り協議中
18	児童福祉事業					持ち帰り協議中
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	持ち帰り協議中
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					持ち帰り協議中
21	窓 口 業 務					持ち帰り協議中
22	保 健 衛 生 事 業					持ち帰り協議中
23	環 境 衛 生 事 業 (その1)					持ち帰り協議中
24	慣 行 の 取 扱 い	第6回	9/25	第10回	11/26	持ち帰り協議中
25	男 女 共 同 参 画 事 業					持ち帰り協議中
26	広 報 広 聴 関 係 事 業					持ち帰り協議中
27	情 報 公 開 制 度					持ち帰り協議中
28	一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回	10/7	第10回	11/26	持ち帰り協議中
29	消 防 団 の 取 扱 い					持ち帰り協議中
30	友 好 都 市 ・ 国 際 交 流 事 業					持ち帰り協議中
31	消 防 防 災 関 係 事 業					持ち帰り協議中
32	農 林 水 産 関 係 事 業					持ち帰り協議中
33	議会議員の定数及び任期の取扱い	第8回	10/24	第11回	12/24	
34	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					
35	交 通 関 係 事 業					
36	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業					
37	建 設 関 係 事 業					
38	学 校 教 育 事 業					
39	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					
40	社 会 教 育 事 業					
41	一般職の職員の身分の取扱い	第9回	11/13	第11回	12/24	
42	特別職の身分の取扱い					
43	生 活 保 護 事 業					
44	そ の 他 の 福 祉 事 業					
45	そ の 他 事 業					
46	新 市 の 名 称	第10回	11/26	第11回	12/24	8/25~9/25 公募